

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団西坂整形外科

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 静岡県浜松市浜北区内野 1220 番地

(3) 設立認可年月日 平成 8年 12月 4日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 12月 17日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	西坂 米昭	西坂整形外科管理者
理 事	西坂 章子	
同	西坂 晋悟	
同	山田 智佳	
監 事	在原 和雄	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	西坂整形外科	静岡県浜松市浜北区内野 1220 番地	一般病床 19床 療養病床 0床 〔医療保険 19床〕 〔介護保険 0床〕

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 31日 令和2年度決算の決定

令和 4年 3月 31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

## 様式 2

法人名 医療法人社団西坂整形外科

所在地 静岡県浜松市浜北区内野1220番地

※医療法人整理番号

財産目録  
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資産額	790,910 千円
2. 負債額	95,078 千円
3. 純資産額	695,832 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	333,907
B 固定資産	457,003
C 資産合計 (A+B)	790,910
D 負債合計	95,078
E 純資産 (C-D)	695,832

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-2

法人名 医療法人社団西坂整形外科

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市浜北区内野1220番地

--	--	--	--	--

## 貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	333,907	I 流動負債	28,257
II 固定資産	457,003	II 固定負債	66,821
1 有形固定資産	239,273	負債合計	95,078
2 無形固定資産	721	純資産の部	
3 その他の資産	217,009	科 目	金 額
		I 基 金	8,000
		II 積 立 金	687,832
		IV 評価・換算差額等	-
		純資産合計	695,832
資産合計	790,910	負債・純資産合計	790,910

## 様式 4-2

法人名 医療法人社団西坂整形外科

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市浜北区内野1220番地

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	589,530
2 事業費用	559,957
本来業務事業利益	29,573
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	-
2 事業費用	-
附帯業務事業利益	-
事業利益	29,573
II 事業外収益	2,617
III 事業外費用	-
経常利益	32,190
IV 特別利益	7,452
V 特別損失	-
税引前当期純利益	39,642
法人税等	8,468
当期純利益	31,174

様式6

監事監査報告書

医療法人社団西坂整形外科  
理事長 西坂 米昭 殿

私は、医療法人社団西坂整形外科の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月25日

医療法人社団西坂整形外科

監事 在原 和雄

